



Q マイナンバーとは

A マイナンバーは、乳児から高齢者まで一人ひとりに指定された12桁の番号です。日本に住民票のある人全員が持っています。行政を効率化し国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基盤です。

Q 自分のマイナンバーを知るにはどうしたらよいですか

A 平成27年(2015年)10月以降、簡易書留により各家庭に郵送された紙製の「通知カード」の券面にマイナンバーが記載されています。令和2年(2020年)5月25日以降にマイナンバーが付番された方は「個人番号通知書」に記載されています。また、マイナンバー入りの住民票の写しを取得し確認する方法があります(佐野市の場合は、窓口でのみ取得可能)。

※令和2年(2020年)5月25日以降、通知カードは廃止され、個人番号通知書に変更になっています。

Q 住所を移してもマイナンバーは変わらないのですか

A 変わりません。マイナンバーが漏えいし不正利用される恐れのある場合を除き、生涯同じ番号を使います。

Q マイナンバーは希望すれば自由に変更することができますか

A マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使い続けるので、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられる恐れがある場合に限り、本人の申請又は市区町村長の職権により変更することができます。

Q 子どもが生まれた場合、マイナンバーの申請は必要ですか

A 出生届を提出し住民登録がされると、個人番号通知書によりマイナンバーが通知されます。改めて申請する必要はありません。

Q 生まれた子のマイナンバーを知るにはどのような方法がありますか

A 住民票に登録されてから3週間程度で「個人番号通知書」が簡易書留郵便で郵送されます。また、マイナンバー入りの住民票の写しを取得し確認する方法があります(佐野市の場合は、窓口でのみ取得可能)。